

納税ニュース

平成 19 年 7 月 13 日 第 18 号

編集・発行：鹿嶋市納税対策室

〒314-8655 鹿嶋市平井 1187 番地 1

TEL 82-2911 FAX 84-1212

滞納整理の 新たな取り組み

インターネット公売を導入します！

市では、財政運営の基盤である市税の収入確保と納税の公平性確保のため、平成 16 年度から納税対策室を設置し、市税等収納率の向上及び滞納繰越額の圧縮に向けた取り組みを強化してまいりました。

この一環として、動産を中心とした公売の推進を滞納整理の重点推進事項の一つに掲げ取り組みを進めていきます。差押後においても納付に進展が見られない場合は、積極的に公売を実施してまいります。

今年度は、この公売の方法の一つとして、インターネットを利用した公売方式を導入します。

導入の目的と効果

- ・差押財産の公売を、周知効果の高いインターネットで行うことにより、公売を容易に進めることができます。
- ・インターネットを閲覧できる環境があれば、入札に「いつでも・誰でも・どこからでも」参加できます。

インターネット公売の対象物件

これまで、茨城租税債権管理機構を介して不動産公売を実施してきましたが、車両を含めた動産の差押えにも積極的に取り組み、インターネット公売により、効率的・効果的に売却できる案件について実施します。

タイヤロックを導入します！

これまで不動産や預貯金、生命保険等の債権を中心に差押を執行してきましたが、新たに車両等の動産差押にも着手するとともに、自動車の運行を不能にするタイヤロックを導入します。

自動車等を所有している滞納者に対し、タイヤロックを用いた差押を行い、納税がない場合はインターネット公売で売却し、税金に充当します。

(H18 年度 差押実績)

種別	件数
不動産	104
預貯金	26
その他の債権	12
計	142

タイヤロック使用例



【今後のスケジュール】

滞納案件の進行管理をもとに、搜索行為を実施し財産差押えの強化につとめます。

- ・ 7 月 ~ 9 月 滞納者の財産搜索及び動産差押
- ・ 12 月 (予定) インターネット公売実施

お問い合わせ

納税管理課 (内線 272・273)

固定資産税第2期の納期限 7月31日(火)

8月は国保税の年税額が確定します！

4月に算定した国保税の第1期・第2期の税額は、計算の基礎となる所得が確定する前に課税するため、平成18年度国保税をもとに仮算定(暫定賦課)しました。

8月は所得申告や資産の状況により本年度の国保税を算出し、本算定課税を行います。そして、本算定課税額から既に算定した暫定賦課額を差引き、不足額がある場合に第3期から第7期の5回に分けて納付していただきます。

8月16日に本算定納付書を送付しますので、納期内納付にご協力をお願いします。また、便利で簡単な口座振替もできますので、ご検討ください。

国保税の計算方法

次の～の合計額が年間税額となります。

(40歳以上65歳未満の方には介護保険分もあわせて算定します。)

平等割(一世帯あたり) 一世帯あたり 医療保険分 28,000円・介護保険分 5,000円

均等割(一人あたり) 加入者一人あたり 医療保険分 22,000円・介護保険分 7,000円

資産割(固定資産税) 国保加入者名義の固定資産税額に応じて算出します。

所得割(前年の所得に対して) 前年の所得に応じて算出します。

【課税限度額】 医療保険分 560,000円(H19年度改正)・介護保険分 90,000円

所得の低い世帯には軽減措置があります。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。



お問い合わせ 国保年金課 (内線 331・332)

人間ドック受診料金を半額助成します！

現在国民健康保険に加入、平成19年4月1日現在満40歳以上の方には、人間ドック受診料金36,000円の半額の18,000円を助成します。平成19年3月31日以前に資格を取得した市税等に未納がない世帯の人で、一世帯1人まで。

お申し込み、詳細は国保年金課までお問い合わせください。

お問い合わせ

国保年金課 (内線 331・332)

休日納税窓口を開設しています

納税対策室では、毎月最終日曜日に休日納税窓口を開設しています。

平日、お時間の取れない方は是非ご利用ください。

とき

7月29日(日) 9:00～15:00

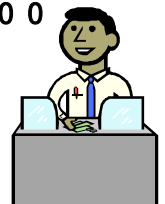
8月26日(日) 9:00～15:00

ところ

市役所1階 納税対策課

お問い合わせ 納税対策課

(内線 276・277)



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、まちづくりセンターまたは市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。